

六ヶ所再処理工場

品質保証の実施結果及び

常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書

(平成30年度下期報告)

六ヶ所再処理工場  
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果  
(平成30年度下期報告)

I. 品質保証の実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

平成31年1月1日の社長交代に際し、新社長は、前社長が平成30年4月1日に設定した品質方針を継続することを決定した。これを受けた安全・品質本部は、12月27日、社達として電子掲示板により全社員に周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(監査室)

監査室長は、平成30年度の品質目標を以下のとおり改正し、監査室内へ周知した。

- ・新検査制度への対応の目標設定のため、10月10日に改正し、10月11日、打合せにより監査室内へ周知した。
- ・監査室員の安全文化醸成活動の達成指標の見直しのため、10月31日に改正し、11月1日、打合せにより監査室内へ周知した。
- ・新検査制度への対応の達成指標の見直しのため、2月28日に改正し、3月4日、打合せにより監査室内へ周知した。

(安全・品質本部)

平成30年度の安全・品質本部の品質目標に変更はなかった。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、平成30年度の品質目標を以下のとおり改正し、再処理事業部内へ周知した。

- ・「全設備を管理下に置くための全体計画書」等のスケジュール変更のため、12月11日に改正し、12月12日、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。
- ・保全機能の強化、技術本部新設の組織改正を反映する観点から、2月12日に改正し、2月13日、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。

(技術本部) ※

技術本部長は、平成30年度の品質目標を2月13日に設定し、同日、電子掲示板により技術本部内へ周知した。

---

※平成31年2月1日新たに設置

### (3) 社長による評価

実施状況：社長は、上期定例マネジメントレビューを11月13日に実施するとともに、平成30年度第2回保安検査終了後のマネジメントレビューを10月3日に、平成30年度第3回保安検査終了後のマネジメントレビューを12月19日に、平成30年度第4回保安検査終了後のマネジメントレビューを3月11日に実施した。(下期計4回)

実施結果：

(監査室、安全・品質本部、再処理事業部共通)

(平成30年度上期定例マネジメントレビュー)

「新検査制度の施行(平成32年4月)に向けて、必要な体制を構築し、計画的に実施すること」等の指示があった。

(監査室)

(平成30年度上期定例マネジメントレビュー)

「監査室は内部監査の質を高めていくため、監査室員の力量を向上させるとともに、内部監査を一元化したことによる監査のあり方を改めて考慮し、来年度の監査計画を立案すること」の指示があった。

(安全・品質本部)

(平成30年度第2回保安検査終了後のマネジメントレビュー)

「JAEA大洗内部被ばく事故のような重大な事象が発生した場合の水平展開について振り返りを行い、重大な事象が発生した場合の特別な体制の活動のあるべき姿を明確にして取組んでいくこと」等の指示があった。

(平成30年度第3回保安検査終了後のマネジメントレビュー)

「品質・保安会議の事務局として、品質・保安会議の指示事項に対するフォローアップの改善及び関係者への伝達の改善を図ること」の指示があった。

(再処理事業部)

(平成30年度上期定例マネジメントレビュー)

「マネジメントオブザベーションは「気づく力」を醸成していこうという取組み。本来の目的、基本的な考え方が身に付くよう整理の上で教育受講を推進すること」等の指示があった。(マネジメントオブザベーションについては、2.(3)を参照)

(平成30年度第2回保安検査終了後のマネジメントレビュー)

「現場把握を目的としたウォークダウンにおいて、高所等で直接目視困難であった設備を確認できたと記録されていたことの原因と対策を明確にして、その後のウォークダウンに反映すること」、「保安検査において自ら改善すると約束した事項について、必要な改善を確実に実施することができるよう管理すること」等の指示があった。

(平成30年度第3回保安検査終了後のマネジメントレビュー)

『核燃料物質により汚染された物品の不適切な管理（再処理施設保安規定違反事項）』については、再発防止対策をマネジメントレビューに限らず1月末までに報告すること。また、根本原因分析を踏まえた対策についても速やかに検討し実施すること」等の指示があった。

(平成30年度第4回保安検査終了後のマネジメントレビュー)

「再処理施設の保守管理に係る事項について、誰が何時までに何を実施するのかを明確にし、社長へ報告すること。実施状況についても、事業部において確実にフォローアップを行い、ホールドポイントを設けて社長へ報告すること」等の指示があった。

#### (4) 文書及び記録の管理

監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、「再処理施設保安規定」、「全社品質保証計画書」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

#### (5) 保安活動の実施

(監査室)

監査室長は、文書類に従い、監査に係る業務を実施した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、文書類に従い、品質保証に係る業務を実施した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の操作、核燃料物質の管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施した。

(技術本部)

技術本部長は、文書類に従い、再処理施設の保守管理に係る業務を実施した。

#### ○特記事項

平成30年度第3回保安検査において「核燃料物質により汚染した物品の不適切な管理について」保安規定違反と判断された。

#### <当該事象の概要>

平成30年11月29日、予備品組立試験建屋（非管理区域）において、高レベル廃液ガラス固化建屋の塔槽類廃ガス処理設備セル内（管理区域）で使用したポンプの収納された容器の蓋を開放した。当該事象による、作業員の被ばくがないこと、作業場所周辺及び収納容器の表面に汚染はなく、環境への影響はなかったことを確認した。

本件に関連して、保安検査において以下の事項が確認された。

- ・容器に収納されたポンプの交換、分解調査作業について個別の業務管理は実施し

- ていたが、収納容器の保管管理を含む一連の業務として管理していなかったこと。
- ・核燃料物質に汚染された物を収納した容器等に識別管理の表示を付け、適切に取扱うことを放射線作業細則等に定めていたが、識別管理方法を明確に定めていなかったこと。
  - ・管理区域内で開放する容器は、内部が汚染するおそれがあるが、ポンプを収納する収納容器の形状から内部の汚染検査が困難であるとの誤った判断により、容器内部の汚染検査を実施しないまま搬出していたこと。
- これらについて「核燃料物質により汚染した物品の不適切な管理について」として保安規定違反と判断された。

上記の保安規定違反に対し、以下の取り組みを完了した。

- ・保全担当課において、通常と異なる作業を実施する場合の作業全体の内容及び分担、保安上の措置を明確にするためのガイドを整備した。
- ・汚染物品の表示徹底及び汚染物品の定期的な保管状況の確認など管理方法を改善し、周知を行った。
- ・核燃料物質により汚染された物の収納に使用する容器を一般物品として管理区域外へ搬出する場合に内部の汚染検査の要否を適切に判断できるよう社内標準類を改正した。

## (6) 調達

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にし、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認した。

## (7) 内部監査

### (監査室)

実施状況：監査室長は、文書類に従い、監査計画に基づいて、以下の内部監査を実施した。

- ・再処理事業部に対する内部監査：9月～11月
- ・安全・品質本部に対する内部監査：期間中（下期）の内部監査はなし
- ・監査室内の部署に対する内部監査：1月

実施結果：再処理事業部においては、「チェック責任者の実施業務の未実施等に係る是正要求」等の指摘事項が2件、観察事項が9件、提言事項が11件あった。

監査室内の部署においては、指摘事項及び観察事項に該当するものはなく、提言事項が1件あった。

### (安全・品質本部)

実施状況：安全・品質本部長は、文書類に従い、監査計画に基づいて、安全・品質本部内の部署に対する内部監査を1月に実施した。

実施結果：指摘事項に該当するものはなく、観察事項が1件、提言事項が1件あった。

(再処理事業部)

実施状況：再処理事業部安全管理部長は、文書類に従い、監査計画に基づいて、再処理事業部内の部署に対する内部監査を5月から1月にかけて実施した。

実施結果：指摘事項に該当するものはなく、要望事項が5件あった。

(8) 不適合管理

監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。なお、検出された不適合については当社ホームページで公開した。

(9) 是正処置及び予防処置

監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、再処理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、関係法令及び保安規定の遵守に関すること、再処理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について教育・訓練を実施した。

## 2. 品質保証活動の改善に向けた取組み

### (1) 安全・品質改革委員会の活動

社長を委員長とした安全・品質改革委員会を下期としては18回開催し、是正措置等の実施状況及び当社全体の品質保証活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行っているところである。

### (2) 安全・品質本部による事業部の品質保証活動の支援

安全・品質本部長は、平成32年4月からの新検査制度の施行に向けて、安全・品質保証アドバイザーの協力のもと、規制要求事項及び必要な対応について説明会、意見交換を適宜開催し、今後具体化していく事業部の品質保証活動が適切に実施されるよう支援した。

また、安全・品質本部長は、安全文化醸成活動を牽引すべく、安全・品質保証アドバイザーの協力のもと、各階層を対象にした安全文化講演会を開催し、各事業部の安全文化醸成活動が活性化されるよう支援した。

こうした活動を通じ、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善を図っている。

### (3) 平成29年度第2回保安検査等の指摘を踏まえた取組み

全ての設備を管理された状態とするための活動及び自らが気づき対策に繋ぐための活動を継続中である。

「全ての設備を管理された状態とするための活動」

全設備の把握のための現場確認を2月に完了した。

今後は、設備の健全性を継続的に維持・管理していくため、原子力発電所の保守管理を参考として、保守管理に係るルールや点検計画の充実に係る活動に取り組んでいく。

「自らが気づき対策に繋ぐための活動」

マネジメントオブザベーションの実施、CAPシステムの導入推進等により、自らが気づく組織になるための取組みを継続して進めている。

マネジメントオブザベーションとは、管理的職位にある社員が、業務や現場の状況（作業実施状況など）を準備段階から完了後の振り返りまでに亘る全工程についてじっくり観察することにより、目標となるふるまいとの差を確認し、改善の手助けとなる気づきを提供し、現場の改善に繋げる活動である。

CAPシステムとは、通常と異なるまたは期待と異なる状況・状態等の報告を奨励・実践し、これにより得た情報から問題を特定し、各個人または各組織が問題やトラブルの未然防止、早期発見、その問題への処置及び再発防止に努める改善活動である。

#### (4) 特記事項

当社が受けた報告徴収命令(平成28年12月)に対する是正措置の結果等について、安全・品質改革検証委員会(10月9日)に報告した。同委員会からは「適切に活動を実施あるいは継続していることを確認した。改善に向けた課題・提言に対する対応について、今後確実に実施することを望む」との評価を受けた。

その後、本件について平成30年度第3回保安検査においても確認を受けた。原子力規制庁は、報告徴収命令に対する当社の是正措置等が完了したことを確認した旨、原子力規制委員会(2月13日)に報告した。

### 3. 協力会社との連携

#### (1) 品質保証マネジメント会議

第25回品質保証マネジメント会議を3月26日に開催した。

(議題)

- ・協力会社の皆様から頂いたご意見を踏まえた改善状況
- 他

#### (2) 再処理事業部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会(再処理事業所)を毎月開催し、労働災害の発生状況、安全パトロールの実施結果の周知などを行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

### 4. 安全・品質改革検証委員会

第3回安全・品質改革検証委員会を10月9日に開催した。また、その議事概要について11月9日に当社ホームページで公開した。

報告徴収命令に係る是正措置等の自己評価及び安全・品質改革検証委員会確認チームによる確認結果・提言等について報告し、理解頂いた。委員からは、「更なる改善に向けた課題・提言に対する対応については、今後、確実に実施すること」といった助言を頂いた。

第4回安全・品質改革検証委員会を3月29日に開催した。また、その議事概要について4月12日に当社ホームページで公開した。

労働災害・保安規定違反等を受けた協力会社との改善への取り組み、新検査制度の施行に向けた取り組み等について報告し、助言を頂いた。

### 5. その他

#### (1) 品質月間

品質月間ポスターの掲示(11月1日から30日)

## Ⅱ. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：安全・品質本部及び再処理事業部はロイド・レジスター・グループ・リミテッドによる平成30年度第2回定期監査を受けた。

(監査実施日：安全・品質本部12月10日から11日、再処理事業部12月17日から19日)

監査結果：(総合所見)

本監査は、品質マネジメントシステムに係る活動状況に関する監査のうち、「日常業務が効率的・効果的に実行されている状況」の確認と、「保安活動が継続的に改善されている状況」の確認に加えて、「重大事故等の対策に係る防災活動」の確認を主に取上げた。

監査結果については、指摘事項及び観察事項に該当するものはなく、安全・品質本部、再処理事業部に提言事項がそれぞれ1件あった。

(監査報告書については、平成31年3月29日に提出済)

・2018年度第2回 第三者定期監査の結果の報告について

以 上